

ジョン万次郎事件 氏名表示権

知財高裁180227

銅像の著作者

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいい(2条1項1号)、著作者とは、「著作物を創作する者をいう」のであるから(同項2号)、美術品である本件各銅像については、本件各銅像を創作した者をその著作者と認めるべきである。そして本件各銅像のようなブロンズ像は、**塑像の作成**、**石膏取り**、**鑄造**という3つの工程を経て制作されるものであるが、その表現が確定するのは**塑像**の段階であるから、塑像を制作した者、すなわち、塑像における創作的表現を行った者が当該銅像の著作者というべきである

氏名表示権については、著作者が他人名義で表示することを許容する規定が設けられていないのみならず、著作者ではない者の実名等を表示した著作物の複製物を頒布する氏名表示権侵害行為については、**公衆を欺くもの**として**刑事罰の対象**となり得ることをも別途定めていること(121条)からすると、氏名表示権は、著作者の**自由な処分**に**すべて委ねられているわけではなく**、むしろ、著作物あるいはその複製物には、**真の著作者名を表示**をすることが公益上の理由からも求められているものと解すべきである。



土佐藩 1827年1月27日生
1898年11月12日没 71歳